

大口町告示第25号

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和4年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領（平成9年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び乳児健康診査受診票」を「、乳児健康診査受診票及び新生児聴覚検査受診票」に改め、「これらを」を削る。

第5条中「前日までとし」を「前日まで」に、「8週以内とし」を「8週以内」に改め、「1歳1か月になる前日まで」の次に「、新生児聴覚検査については出生の日から4週間を経過する日（ただし、主治医等の判断により当該経過する日までに検査を実施できない場合にあっては満1歳に達する日の前日）まで」を加える。

別表妊婦健康診査の部に次のように加える。

多胎 第1・2・ 3・4・5回	基本健診
-----------------------	------

別表に次のように加える。

新生児聴覚検査	聴性誘発反応検査（ABR）若しくは耳音響放射検査（OAE）
---------	-------------------------------

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受診票)</p> <p>第4条 町長は、法第15条に規定する妊娠の届出をした者に対し、妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票、乳児健康診査受診票及び<u>新生児聴覚検査受診票</u>（以下「受診票」という。）を交付するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(受診票の有効期間)</p> <p>第5条 受診票の有効期間は、妊婦健康診査については交付の日から分娩の<u>前日まで</u>、産婦健康診査については分娩の日から<u>8週以内</u>、乳児健康診査については出生の日から1歳1か月になる前日まで、<u>新生児聴覚検査については出生の日から4週間を経過する日</u>（ただし、主治医等の判断により当該経過する日までに検査を実施できない場合にあつては満1歳に達する日の前日）までとする。</p> <p>別表 【別記】</p>	<p>(受診票)</p> <p>第4条 町長は、法第15条に規定する妊娠の届出をした者に対し、妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票及び乳児健康診査受診票（以下<u>これらを「受診票」という。</u>）を交付するものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(受診票の有効期間)</p> <p>第5条 受診票の有効期間は、妊婦健康診査については交付の日から分娩の<u>前日までとし</u>、産婦健康診査については分娩の日から<u>8週以内とし</u>、乳児健康診査については出生の日から1歳1か月になる前日までとする。</p> <p>別表 【別記】</p>

別表

健康診査の区分		健康診査の内容
子宮頸がん検査		細胞診検査
妊婦健康診査	第1回	基本健診、超音波検査、初回血液検査
	第2回	基本健診
	第3回	基本健診
	第4回	基本健診、超音波検査
	第5回	基本健診
	第6回	基本健診
	第7回	基本健診
	第8回	基本健診、超音波検査、血色素検査、血糖検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査
	第9回	基本健診
	第10回	基本健診、GBS検査
	第11回	基本健診
	第12回	基本健診、超音波検査、血色素検査
	第13回	基本健診
	第14回	基本健診
	多胎 第1・2・ 3・4・5回	基本健診
産婦健康診査	第1回	基本健診、授乳状況の把握及び産婦のメンタルケア
	第2回	
乳児健康診査	第1回	一般診察
	第2回	
新生児聴覚検査		聴性誘発反応検査（ABR）若しくは耳音響放射検査（OAE）

別表

健康診査の区分		健康診査の内容
子宮頸がん検査		細胞診検査
妊婦健康診査	第1回	基本健診、超音波検査、初回血液検査
	第2回	基本健診
	第3回	基本健診
	第4回	基本健診、超音波検査
	第5回	基本健診
	第6回	基本健診
	第7回	基本健診
	第8回	基本健診、超音波検査、血色素検査、血糖検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査
	第9回	基本健診
	第10回	基本健診、GBS検査
	第11回	基本健診
	第12回	基本健診、超音波検査、血色素検査
	第13回	基本健診
	第14回	基本健診
産婦健康診査	第1回	基本健診、授乳状況の把握及び産婦のメンタルケア
	第2回	
乳児健康診査	第1回	一般診察
	第2回	